

「国税通則法第二十二条に規定する国税庁長官が定める書類を定める件（平成十八年国税庁告示第七号）の一部を改正する件（国税庁告示第十八号）」の概要

- 1 令和 2 年度税制改正に伴い、国税通則法第二十二条に規定する国税庁長官が定める書類を定める件（平成十八年国税庁告示第七号）の別表に次の書類を追加する。
 - ・ 国税徴収法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第三十一号）第一条の二第一項の規定により提出する陳述書
- 2 この告示は、令和 3 年 1 月 1 日から適用する。